

令和6年度第7回庁議 会議録

[日 時] 令和6年11月25日（月）9時00分～9時20分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与、各部局長及び危機管理監

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
- 3 協議事項
なし
- 4 連絡事項
なし
- 5 その他

1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が、12月3日に開会予定である。会派説明については11月20日から22日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、12月議会に向けて、各部局とも、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市議会定例会提出議案について説明。

企画部から、報告1件、一般議案1件、予算議案2件について説明。

報告第23号、「専決処分した事件の承認」については、「令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）」についてであり、衆議院議員選挙費について、令和6年10月15日公示、10月27日投開票の衆議院議員選挙に要した経費として、10月9日付けで専決処分したもので、歳入歳出それぞれ4,137万5千円の追加となっている。

議案第73号、「新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理者の指定」についてである。現在の指定期間が令和7年3月31日をもって満了になることから、新たに公募を実施した結果、現在の指定管理者である「あかがねミュージアム運営グループ」のみの応募であった。審査の結果、新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理者に、「あかがねミュージアム運営グループ」を指定するものである。なお、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で予定している。

令和6年度12月補正予算の概要、議案第77号「令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）」については、南消防署及び消防指令センター整備事業等の単独事業をはじめ、企業立地促進対策費等の施策費のほか、道路橋りょう災害復旧費及び経常経費について予算措置するもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ11億5,671万7千円の追加となっている。

議案第78号「令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」については、令和5年度国民健康保険事業の精算に伴う償還金について予算措置するもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,074万6千円の追加となっている。

追加で提出予定の議案について説明。

「令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）」については、人事院勧告による給与改定及び人事異動に伴う人件費について、予算措置するもので、歳入歳出それぞれ7億4,357万7千円の追加を予定している。

「令和6年新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第1号）」については、同じく人事院勧告による給与改定及び人事異動に伴う人件費について、予算措置するもので、歳入歳出それぞれ135万8千円の追加、「令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び「令和6年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」につきましても、同様に歳入歳出それぞれ381万4千円、13万5千円の追加、「令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましても、457万円の減額を予定している。

補正予算関係の会派説明の結果報告。

子ども医療助成費では、昨年度と比較して、今年度はどのような状況か。助成費が増加している要因は何か。助成費の抑制のために、自己負担を求めることが必要ではないのか。

大阪・関西万博PR推進事業費では、太鼓台3台の派遣は今後どのような流れで決定されるのか。太鼓台を主軸として、他にどのようなイベントを考えているのか。どの程度の総事業費を想定しているのか。イベントに参加する太鼓のかき夫等の自己負担はどのぐらいか。

企業立地促進対策費では、昨年度と比較して、今年度はどのくらいの金額になっているのか。

南消防署及び消防指令センター整備事業では、令和6年度から令和8年度まで設定している継続費の内容はどうなっているのか。3市の共同運営について、それぞれの負担はどのようになっているのか。建設とシステムの設計業務費用の内訳は、それぞれどのようになっているのか。

市民体育充実強化費では、河川敷以外のコースは想定しなかったのか。

大島林地法対策事業では、災害には該当しなかったのか。

道路橋りょう災害復旧費では、工事は冬を予定しているのか。河又東平線は災害が起きるたびに多額の復旧費用がかかっているため、全体を計画的に対策していくことはできないのか。

経済部から報告1件について説明。

報告第24号、専決処分報告については、損害賠償の額の決定についてである。市道光明寺坂の下線において、東進中の公用車が道路から転落、横転し、相手方フェンスに接触して破損させた事故に係る損害賠償の額の決定について、専決処分をしたので報告するものである。損害賠償の額については、相手方フェンスの修理に要する費用58,300円と決定したものである。

建設部から議案1件について説明。

議案第74号新居浜市営住宅条例の一部を改正する条例について、新居浜市市営住宅のうち、別子山にある弟地団地については、築68年が経過しており、老朽化に伴い、除却し用途廃止するため、条例の別表から弟地団地を削除するものである。なおこの条例は令和7年3月1日から施行したい。

教育委員会事務局から議案1件について説明。

議案第75号、「新居浜市奨学資金貸付基金条例及び新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例」の制定について、奨学資金及び入学準備金の貸付金額の増額を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、新居浜市奨学資金の貸付金額について、現行2万6,000円以内を4万5,000円以内に増額し、新居浜市しらうめ入学準備金の大学又は専修学校（専門課程）の貸付金額について、現行30万円を50万円に増額するものである。なお、この条例は、公布の日から施行したい。

福祉部から議案1件について説明。

議案第76号、「新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い地域包括支援センターの人員に関する基準を改めるもので、改正の内容としては、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員について、常勤換算方法によることが可能となったことと、複数圏域の高齢者数を合算し、保健師等、

社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種を地域の実情に応じて配置することが可能となるものである。なお、この条例は、公布の日から施行したい。

上下水道局から予算議案2件について説明。

議案第79号、「令和6年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）」については、「水道料金及び下水道使用料徴収等業務」並びに「料金システム開発及び保守業務」について、令和6年度から令和12年度までの債務負担行為を設定するものである。内容としては、令和3年4月から実施している現行の料金徴収等業務委託が令和7年度末をもって終了となること、また、現行の料金システムの保守期間が終了することから、令和8年度以降も引き続き業務委託を実施するとともに、新たな料金システムの開発及び保守が必要なことから、今年度末までに事業者を公募し選定するものである。

議案第80号、「令和6年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」については、「水道料金及び下水道使用料徴収等業務」並びに「料金システム開発及び保守業務」について、令和6年度から令和12年度までの債務負担行為を設定するものである。内容としては、先ほど説明した水道事業会計と同様に、現行の料金徴収業務委託を令和8年度以降も引き続き実施するとともに、新たな料金システムの開発及び保守が必要なことから、今年度末までに事業者を公募し選定するものである。

総務部から追加提出を予定している議案3件について説明。

「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」及び「新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、人事院勧告に伴う国家公務員に係る給与改定に準じ、議会議員、特別職及び一般職の職員等の給与改定等を行うための条例議案である。

人事議案1件、新居浜市副市長の選任については、副市長の任期満了に伴う、新たな副市長の選任について、議会の同意を求めるものである。

3 協議事項

なし

4 連絡事項

なし

5 その他

なし